淡路市商工会

建設技能資格取得推進助成金交付要綱

（目　的）

1. この要綱は，淡路市商工会会員（以下、会員という。）の事業主又は従業員等を対　　 象に経営上で必要となる技能資格の取得及び**労働安全衛生規則36条に基づく特別教育の受講**を推進し、会員の資質向上と事業発展、拡大に資するため、受講経費の一部助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象）

1. この要綱における助成対象者は、会員の事業主とその事業に従事する事業主の家族及び従業員とする。

（対象資格等）

第３条　 この要綱における助成は、別紙に基づく技能の資格取得及び労働安全衛生規則36条 に基づく特別教育の受講にかかる受講料（テキスト代含む）に対して助成を行う。

（助成の上限）

第４条 　この要綱における助成の額は次の額とする。

（１）建設技能・・・**１人あたり上限１万円（１事業所３名まで）**

（２）特別教育・・・**１人あたり上限１万円（１事業所３万円※）**

**※外部機関での受講を対象とします。**

**受講料が１万円未満（５千円以下対象外）は１人あたり５千円。**

（助成の順位）

第５条　　助成の順位は申請書兼請求書（様式１）により申請のあった**先着**とし、助成の総額に達した時、助成は終了する。

（助成の総額）

第６条 　この要綱での年度内（４月１日から翌３月３１日）総額は、予算の範囲内で淡路市商工会通常総代会において決定する。

（助成の申請）

第７条　 助成の申請は、次の書類を提出する。

（１）申請書兼請求書（様式１）

（２）助成対象となる技能講習及び特別教育で支払った受講料金の領収書の写し

（又は振込先が確認できる振込票の写し）

（３）受講資格の種類が確認できる書類（技能講習終了証等の写し）

附 則 　この要綱は、令和３年度淡路市商工会通常総代会の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（様式　１）　　　　　　　　 　建設技能資格取得推進助成金

申請書兼請求書

淡路市商工会会長　　様 　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

技能資格取得推進助成金の支給が受けたいので、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 |  | 年齢 | 　才 |
| 事業者との関係 | 1　本人　　　　２　家族　　　　３　従業員 |
| 受講資格等 | （交付要綱第３条に規定する資格等に限る） |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 受講終了日 | 　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　日 |
| 受講者氏名 |  | 年齢 | 　才  |
| 事業者との関係 | 1　本人　　　　２　家族　　　　３　従業員 |
| 受講資格等 | （交付要綱第３条に規定する資格等に限る） |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 受講終了日 | 　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　日 |
| 受講者氏名 |  | 年齢 | 　才  |
| 事業者との関係 | 1　本人　　　　２　家族　　　　３　従業員 |
| 受講資格等 | （交付要綱第３条に規定する資格等に限る） |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 受講終了日 | 　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　日 |
| ※対象者が３名以上の場合は２枚に分けてご記入ください。 |
| 請　　 求　 　額 | ０，０００×　　　　人　＝　　　０，０００円 |
| 振込先 | 銀行・信用金庫・農協 | 本店・支店・出張所・代理店 |
| 種目 | １．普 通 | ２．当 座 | 口座番号 |  |
| 口座名義 | ( カタカナ ) |
| 　 ( 漢字 ) |

添付書類 ①受講料金額、支払先が確認できる領収書または振込票の写し

（２つ） ②受講資格が分かり、資格取得した事が確認できる書類(講習修了証等)

**※先着順に助成を行い予算が無くなり次第助成は終了しますので、必ず助成できるものではありません。**

**また、受付は本紙と添付書類（２つ）がそろっている事業所から受付いたします。**

（別　紙）　　　　　　　　　　　【建設技能対象資格】

|  |  |
| --- | --- |
| 01 | 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 |
| 02 | 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 |
| 03 | 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 |
| 04 | 不整地運搬車運転技能講習 |
| 05 | 高所作業車運転技能講習 |
| 06 | フオークリフト運転技能講習 |
| 07 | シヨベルローダー等運転技能講習 |
| 08 | 玉掛け技能講習 |
| 09 | 床上操作式クレーン運転技能講習 |
| 10 | 小型移動式クレーン運転技能講習 |
| 11 | ガス溶接技能講習 |
| 12 | コンクリート破砕器作業主任者技能講習 |
| 13 | 地山の掘削作業主任者技能講習 |
| 14 | 土止め支保工作業主任者技能講習 |
| 15 | ずい道等の掘削等作業主任者技能講習 |
| 16 | ずい道等の覆工作業主任者技能講習 |
| 17 | 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 |
| 18 | 足場の組立て等作業主任者技能講習 |
| 19 | 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 |
| 20 | コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 |
| 21 | 鋼橋架設等作業主任者技能講習 |
| 22 | コンクリート橋架設等作業主任者技能講習 |
| 23 | 採石のための掘削作業主任者技能講習 |
| 24 | 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 |
| 25 | はい作業主任者技能講習 |
| 26 | 船内荷役作業主任者技能講習 |
| 27 | ボイラー取扱技能講習 |
| 28 | ボイラー据付け工事作業主任者技能講習 |
| 29 | 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 |
| 30 | 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 |
| 31 | 木材加工用機械作業主任者技能講習 |
| 32 | プレス機械作業主任者技能講習 |
| 33 | 乾燥設備作業主任者技能講習 |
| 34 | 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（※１） |
| 35 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（※２） |
| 36 | 特定化学物質等作業主任者技能講習 |
| 37 | 鉛作業主任者技能講習 |
| 38 | 四アルキル鉛等作業主任者技能講習 |
| 39 | 有機溶剤作業主任者技能講習 |
| 40 | 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 |
| 41 | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 |
| 42 | 石綿作業主任者技能講習 |

　　及び

　**労働安全衛生規則36条の「特別教育を必要とする業務」で規定されているアーク溶接や**

**小型車両系建設機械（フォークリフトやクレーンなど）の運転、酸素欠乏危険作業などを**

**含む49の業務に対する特別教育**